

工事担任者資格が 建設業法上の主任技術者の認定に追加されました

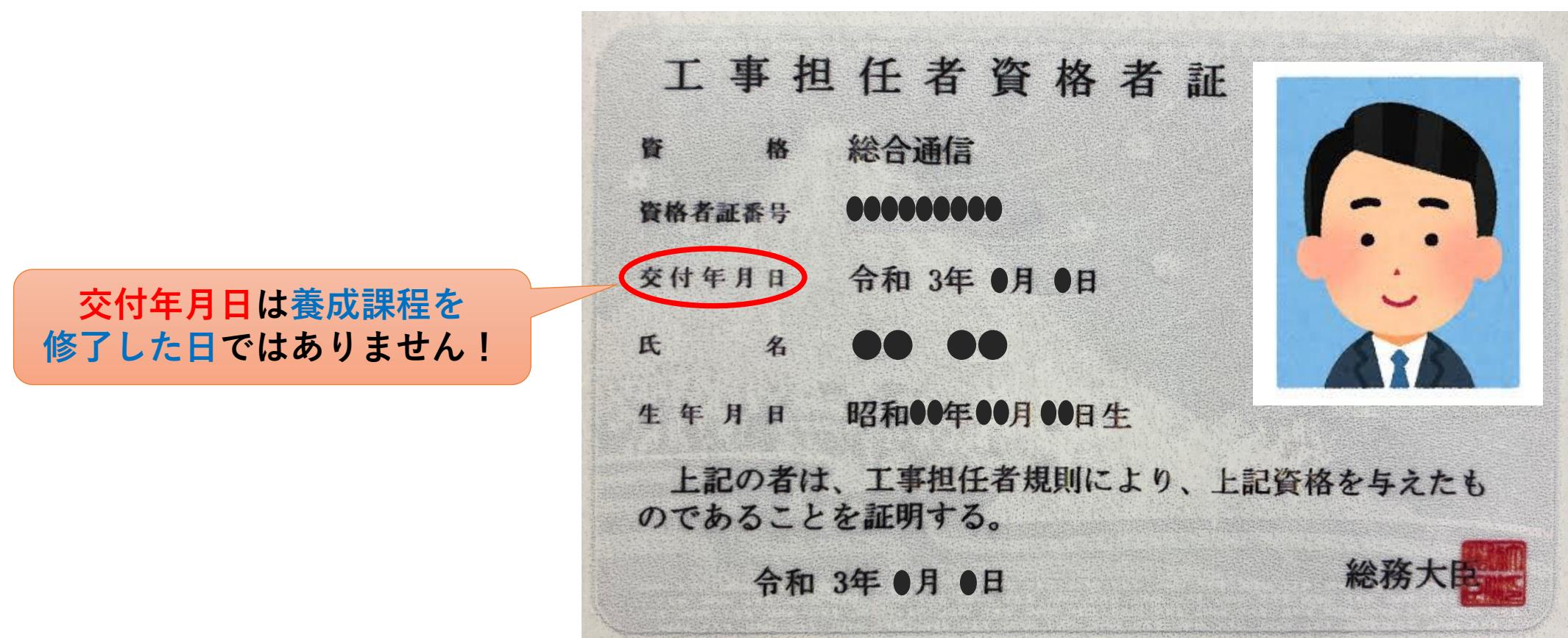
建設業法施行規則の一部を改正する省令案について（令和3年11月 国土交通省）抜粋

主任技術者の要件を満たす者への工事担任者の追加について

電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者として、「工事担任者資格者証の交付を受けた者（「第一級アナログ通信^(注)及び第一級デジタル通信」の資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、**資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者**」を追加する（規則第7条の3第2号の改正）。

なお、改正後の規則第7条の3第2号の規定は、令和3年4月1日以降に、**工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者**に限り、適用とすることとする。

※以下は、養成課程を修了した場合を記述しています。国家試験により合格した者及び総務大臣の認定を受けた者については関係先へお問い合わせください。



【適用の要件】

次の①②③全ての要件を満足するもの

- ① 「総合通信」又は「第一級アナログ通信^(注)及び第一級デジタル通信」の**資格者証保有者**であること。
- ② 資格は**令和3年4月1日以降に養成課程を修了し、交付を受けたもの**であること。
- ③ 「総合通信」は交付日以降、「第一級アナログ通信^(注)及び第一級デジタル通信」は直近に交付を受けた資格者証の交付日以降に**3年間の実務経験**を有すること。（第一級アナログ通信^(注)と第一級デジタル通信の両方の資格証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付を受けた場合は、総合通信の資格者証の交付日ではなく、第一級アナログ通信^(注)又は第一級デジタル通信の資格者証のうち、より直近に交付を受けた資格者証の交付日以降3年間の実務経験を有すること。）

【養成課程を修了した日が適用とならないものの例】

1 資格の種別が「総合通信」の場合

①AI・DD総合種の資格者証保有者が資格者証の汚損、破損、亡失及び氏名の変更により令和3年4月1日以降に再交付を受けたもの。✖

②AI第一種資格者証保有者が令和3年4月1日以降に第一級デジタル通信の養成課程を修了又は当該資格者証を有し、両方の資格の組み合わせにより「総合通信」の資格者証の交付を受けたもの。✖

(参考：抜粋)

(資格者証の交付の申請)

第三十七条

3 第一級アナログ通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付を申請することができる。

③AI第一種、及びDD第一種資格者証保有者が令和3年4月1日以降に両方の資格の組み合わせにより「総合通信」の資格者証の交付を受けたもの。✖

④「アナログ・デジタル総合種」資格者証保有者が第一級デジタル通信の養成課程を修了又は当該資格者証を有し、令和3年4月1日以降に「総合通信」の資格者証の交付を受けたもの。✖

(参考：抜粋)

附則（令和二年九月七日総務省令第八五号）

第三条

14 アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三か月以内に行わなければならないものとする。

2 資格の種別が「第一級アナログ通信^(注)及び第一級デジタル通信」の場合

何れか一方の資格が、旧資格名称（AI第一種、DD第一種）であったものが資格者証の汚損、破損、亡失及び氏名の変更により令和3年4月1日以降に新資格名称で再交付を受けたもの。✖

【養成課程を修了した日について】

- ・養成課程の場合は、「修了証明書」に修了年月日が記載されています。
- ・養成課程を修了した日の証明が必要な場合は、以下までメールでお問合せください。
eLPIT事務局 メール：elpit@dekyo.or.jp

【その他】

・[電気通信事業法・建設業法関連資料](#)

・国土交通省参考HP

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

・建設業法の主管官庁は国土交通省となります。本件に関する法律の解釈などについては、以下へお問い合わせください。

国土交通省 不動産・建設経済局建設業課

(注)：工事担任者養成課程（eLPIT）では、「第一級アナログ通信」の講座はありません。